

商品概要説明書

年金受給者向け定期貯金「年金定期」

(2024年5月1日現在)

1. 商品名	○年金受給者向け定期貯金「年金定期」																			
2. 販売対象	○当 J Aにて公的年金をお受け取りいただいている方。 ○年金友の会会員の方。 ※ 年金友の会会員資格については、窓口にてご確認ください。																			
3. 期間	○定型方式・・・3年(複利型)																			
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1万円以上1,000万円の範囲内 お客様おひとりあたり預入総額1,000万円(預入期間1年(単利型)と預入期間3年(複利型)の合計)まで ○1円単位																			
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。																			
6. 利息 (1) 適用金利	<p>○下記表の項目ごとに定めた条件を満たした利率を合計したうえで、0.002%に上乗せして約定利率を決定します。 また、預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の適用利率は継続日当日のスーパー定期貯金(預入期間3年)の店頭表示金利となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 70%;">条件</th> <th style="width: 20%;">利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>・預入する定期貯金の預入期間が3年(複利型)の場合</td> <td style="text-align: center;">0.071%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>・組合員本人または組合員と同居のご家族の方</td> <td style="text-align: center;">0.050%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>・預入する定期貯金が全額他金融機関からの預け替え資金の場合</td> <td style="text-align: center;">0.100%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金の満期到来した満期額の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作り替えた場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)から振り替える資金の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作成した場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金の満期到来した満期金と自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替え資金の合計金額の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作り替えた場合</td> <td style="text-align: center;">0.100%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>・預入する定期貯金が全額自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替えの場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金で満期到来したものを満期額と同額または自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替え資金と合計して同額を超える金額で作り替えた場合</td> <td style="text-align: center;">0.050%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記表における最大上乗せ利率について 預入期間3年：0.221%【出来上がり金利：0.223%】 (項目①②③の合計または①②④の合計)</p>		項目	条件	利率	①	・預入する定期貯金の預入期間が3年(複利型)の場合	0.071%	②	・組合員本人または組合員と同居のご家族の方	0.050%	③	・預入する定期貯金が全額他金融機関からの預け替え資金の場合	0.100%	④	・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金の満期到来した満期額の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作り替えた場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)から振り替える資金の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作成した場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金の満期到来した満期金と自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替え資金の合計金額の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作り替えた場合	0.100%	⑤	・預入する定期貯金が全額自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替えの場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金で満期到来したものを満期額と同額または自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替え資金と合計して同額を超える金額で作り替えた場合	0.050%
項目	条件	利率																		
①	・預入する定期貯金の預入期間が3年(複利型)の場合	0.071%																		
②	・組合員本人または組合員と同居のご家族の方	0.050%																		
③	・預入する定期貯金が全額他金融機関からの預け替え資金の場合	0.100%																		
④	・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金の満期到来した満期額の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作り替えた場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)から振り替える資金の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作成した場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金の満期到来した満期金と自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替え資金の合計金額の20%以上を他金融機関からの預け替え資金を含めて作り替えた場合	0.100%																		
⑤	・預入する定期貯金が全額自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替えの場合 ・預入する定期貯金が自 J Aの既存定期貯金で満期到来したものを満期額と同額または自 J Aの当座性貯金(普通貯金等)からの振り替え資金と合計して同額を超える金額で作り替えた場合	0.050%																		
(2) 利払頻度	○満期日以後に一括して支払います。																			
(3) 計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。																			
(4) 税金	○20.315%(国税15.315%、地方税5%) [※] の分離課税となります。 ※ 2037年12月31日までの適用となります。																			
(5) 金利情報の入手方法	○金利はホームページに表示しています。																			
7. 手数料	—																			

8. 付加できる 特約事項	<p>○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</p> <p>○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</p> <p>○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</p>
9. 中途解約時の 取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>②6か月以上1年未満 ……… 約定利率×40%</p> <p>③1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%</p> <p>④1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%</p> <p>⑥2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×90%</p>
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口(電話:055-957-8028)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
12. その他参考とな る事項	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○お取扱期間は、令和6年5月1日～令和6年5月31日となります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAふじ伊豆